

令和8年度 家庭から出る草木回収事業について 【草木回収コンテナ設置】

各家庭で燃やせるごみとして出されてしまっている草木を別途回収し、木質バイオマス燃料やたい肥などにリサイクルしていくため、自治会の希望に応じて、公会堂等へコンテナを設置し、各家庭から出る草木を回収いたします。

また、申し訳ありませんが、自治会におけるコンテナ設置回数は、昨年度と同様、年間2基（交換含む）に制限させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

1 申請団体

自治会

2 回収の対象

各家庭で剪定した枝や竹、草取りをして出た草
(農業などの事業として発生したものは入れないでください。)

3 設置の回数等

**1自治会につき、年1回（コンテナの交換は1回まで）
設置期間は5日以内 ※合計2基設置**

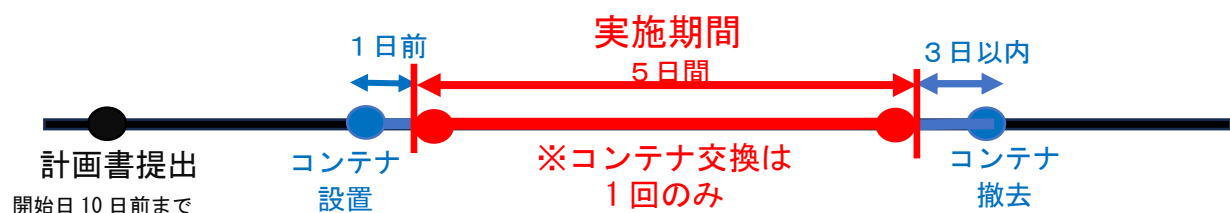
※上記の回数以上にコンテナの使用を希望される場合、自治会でコンテナの設置代金（31,900円 税込）の負担をしていただける場合は、市で処分費を負担いたします。

（申請書右上の費用負担「自治会」に丸をつけて、規定回数内の申請と同様に申請をお願いします。）

4 手続き

コンテナの設置を希望される場合は、「別紙」の記入例を参考に「家庭から出る草木の回収コンテナ設置計画書」を**開始日の10日前まで**に市役所環境・リサイクル推進課に提出してください。

希望日の前日にコンテナを設置し、最終日から3日以内にコンテナを回収します。



5 注意点

- (1) **※本年度のコンテナ交換は1回のみです。満杯になった場合には、なるべく多くの量の草木が入るよう、踏込みをするなどの御協力をお願いいたします。**
また、業務の繁忙状況によっては、すぐに交換対応できない場合がありますので御了承ください。
- (2) **多くの自治会で美化運動が行われる9月中旬～10月上旬等、コンテナ設置希望が多数重なった場合、希望日にコンテナの用意ができない場合があります。**
- (3) **連休は搬入先の施設が休業となるため、ゴールデンウィーク（5月2日から6日）、お盆（8月9日から16日）、年末年始（12月25日から1月5日）は、コンテナの新規設置、交換、引き上げはできませんので御注意ください。**

6 コンテナ満杯時の連絡先

コンテナ満杯時の交換の御連絡は環境・リサイクル推進課（84-6057）に御連絡ください。

※土・祝日（日曜日、連休は除く）の閉庁日で、急を要する場合には、設置事業者
に直接御連絡ください。（休み明けに環境・リサイクル推進課へも連絡願います。）

コンテナ設置業者・・・（有）西谷商店（42-5025）

・設置するコンテナのサイズと基数は、希望する容量に合わせ、コンテナの在庫や設置場所の状況等により調整させていただきます。

（10 m³を希望した場合、10 m³×1基や、3 m³×3基などになります。）

・設置期間中のコンテナは自治会で管理していただきますようお願いいたします。

7 様式データ

設置計画書・班内回覧の様式を市のホームページ「家庭から出る草木回収コンテナの自治会への設置について」のページにアップされていますので適宜御利用ください。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/31/gomi/11967.html>

8 よくあるお問い合わせ

Q1 コンテナ設置以外で草木回収する方法は

A1 中遠クリーンセンターにおいても草木のリサイクルを行っております。自治会で使用される場合は、「一般廃棄物処理手数料減免申請書」があれば無料となりますので、御利用ください。

※「一般廃棄物処理手数料減免申請書」の様式については、市のホームページ「袋井市環境美化運動について」のページにアップされていますので適宜御利用ください。（「家庭から出る草木回収コンテナの自治会への設置について」のページからリンクで移動することができます。）

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/16/1/kankyozenpan/1423025537777.html>

※「一般廃棄物処理手数料減免申請書」は草木以外の自治会の可燃ごみについても利用できます。

Q2 コンテナに入れてはいけないものの具体的な例は

A2 木製家具や杭、よしずなどのニスや防腐剤が塗られているものはたい肥化ができないほか、野菜などの水分が多いものはたい肥になる前に腐敗して悪臭が発生しますので入れないでください。

Q3 枝の長さや太さに制限はあるか。

A3 長さは2 m以内、太さは直径 60cm 以内としてください。

Q4 計画書で希望した日程を延長したい。

A4 コンテナの確保に支障がでる場合がありますので設置期間の延長はできません。

Q5 コンテナ2基分を違う時期に使用したい。

A5 コンテナの交換が全く無い場合には、コンテナを1基ずつ分けて設置することが可能です。ただし、交換が生じた場合は、自治会でコンテナの設置代金を負担をしていただくこととなりますので、御注意ください。

Q6 美化運動で出た草木も入れてよいか。

A6 市の都合上、美化運動とは別の扱いとしていますので、家庭から出る草木のみとしてください。

コンテナ使用時の注意事項



- ・ コンテナの外に置かれている剪定枝・刈草は回収できませんので、必ずコンテナの中に入れてください。
- ・ 回収した剪定枝・刈草は、たい肥などにリサイクルするため、剪定枝・刈草以外のものは処分できませんので、草木以外のもののほか、よしず、木材、木製家具なども絶対に入れないでください（剪定枝・刈草以外のものが混入していた場合には、お手数ですが自治会にて分別をお願いいたします）。
- ・ 剪定枝・刈草を出すときは、ひもなどは外し、袋などからは出してコンテナに入れてください。

9 コンテナ表示用看板の配布


コンテナに表示する注意看板を用意してありますので、必要な場合は環境・リサイクル推進課にお申し付けください（ポルトガル語版・英語版もあります）。

※使用後は自治会で保管していただくか、環境・リサイクル推進課に御返却ください。

(A3 縦版)

<h3>家庭から出る草木 回収コンテナ</h3> <p>○ 入れてよいもの</p> <p>家庭で剪定・草取りなどをしたときに 出た草・木・竹</p>  <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ※土はできるだけ取り除いてください。 ※枝は2m以内（太さ60cm以内）に切ってください。 ※ひもなどは外して出してください。 ※袋から出して入れてください。 <p><small>袋井市 環境・リサイクル推進課</small></p>	<h3>家庭から出る草木 回収コンテナ</h3> <p>× 入れてはいけないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草木以外のもの ・野菜、木材や木製製品など  <p>※回収した草木はたい肥化を行っています。 草木以外のものが入っていると回収ができ なりますので絶対に入れないでください。</p> <p><small>袋井市 環境・リサイクル推進課</small></p>
---	---

(A3 横版)

<h3>家庭から出る草木 回収コンテナ</h3> <p>○ 入れてよいもの</p> <p>家庭で剪定・草取りなどをしたときに 出た草木</p>  <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ※土はできるだけ取り除いてください。 ※枝は2m以内に切ってください。 ※ひもなどは外して出してください。 ※袋から出して入れてください。 <p><small>袋井市 環境・リサイクル推進課</small></p>	<p>× 入れてはいけないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草木以外のもの ・木材や木製製品など  <p>※回収した草木はたい肥化を行っています。 草木以外のものが入っていると回収ができ なりますので絶対に入れないでください。</p>
--	--

担 当：環境・リサイクル推進課ごみ減量推進係
電 話：84-6057（直通） FAX：44-3185
E-mail：kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp